

南予産材を使用し新築された木造住宅に補助

●「八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業」

八幡浜市では、**南予地域で生産、加工された木材**を使用した木造住宅を新築又は購入される場合に、その経費の一部に対して補助を行っております。

この補助事業の概要は、以下のとおりです。

◆補助対象者

- ① 居住するために八幡浜市内に、
- ② 八幡浜市又は八幡浜市土地開発公社から購入した土地に、
木造住宅を新たに建築又は購入される方です。

◆補助内容

- ① の場合・・・補助単価 15,000 円/m³ 補助上限額 50 万円
- ② の場合・・・補助単価 30,000 円/m³ 補助上限額 100 万円

◆補助対象住宅

補助対象住宅は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 在来工法（軸組工法）により**南予地域で生産、加工された木材**を住宅の※**主要部材**に用いて、その体積の**60%以上**使用して建築し、かつ住宅部分の床面積が**66m²以上**の木造住宅であること。

※**主要部材**とは、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木、板類です。

- ② 八幡浜市内に本店を有する法人、又は市内に居住している大工・工務店を営業者により建築されること。
- ③ 建築基準法及び関係法令を満たしていること。

◆補助金の手続き

計画承認申請

補助金交付申請

※変更、中止等があった場合も届出が必要です。

◆事業完了

事業完了届（実績報告書、建築証明書、南予産材納品証明書、南予産材購入証明書、補助金請求書ほか）

◆お問い合わせ先

詳しい手続きに関しましては、八幡浜市役所農林課へお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先 Tel22-3111 内線 452 （担当者：藤本）